

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎22-2278

## 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\langle \text{所得のめやす} \rangle \quad 118\text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円} \}$$

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ、返送していただくことになります。

## 国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：宮澤（奈）

## 国民健康保険・後期高齢者医療

～平成28年4月から入院時の食事代が変わります～

平成28年4月から入院時の食事代の標準負担額が次のとおり変わります。

ただし、低所得者（住民税非課税世帯）の方や指定難病患者などの方は、現行のとおり据え置かれます。

所得区分		平成28年3月まで	平成28年4月から
		標準負担額（1食）	標準負担額（1食）
住民税課税世帯		260円	360円
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円	変更なし
	91日からの入院	160円	
	一定所得以下	100円	

### 【認定証の区分】

※住民税課税世帯...○69歳以下の国保の方（ア、イ、ウ、エ）

○70歳以上の国保の方または後期高齢者医療の方（一般）

※住民税非課税世帯...○69歳以下の国保の方（オ）

○70歳以上の国保の方または後期高齢者医療の方（低所得Ⅱ）

※一定所得以下...○70歳以上の国保の方または後期高齢者医療の方（低所得Ⅰ）

【お問合せ】住民福祉課 国保係 担当：金沢、大畑